

要 望 書

令和4年7月22日

兵庫県市長会

令和4年7月22日

兵庫県知事

齋藤元彦様

兵庫県市長会

会長 門 康 彦

平素は、県下都市行財政の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度第1回定例総会において採択されました各市要望事項を兵庫県市長会の要望書として提出いたします。

つきましては、いずれの事項も各市のかかえる重要な問題でありますので、兵庫県に対する要望事項については、これら実現のために特段のご配慮を賜りますとともに、国に対する要望事項についても、あらゆる機会に関係方面に働きかけていただきますようお願い申し上げます。

要 望 項 目 一 覧

県要望	3
1 公立病院及びへき地診療所への支援について	4
2 外国人住民の生活支援体制の強化について	5
国県要望	7
(新) 1 公有水面における水上オートバイ等による危険行為の規制及び対策強化について	8
2 新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び経済・雇用、市民生活支援対策に係る財政的措置について	10
3 国民健康保険制度の財政基盤の強化について	12
4 阪神・淡路大震災災害援護資金貸付金の償還について	16
5 障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に係る超過負担について	17
6 児童虐待防止対策にかかる支援措置の充実について	18
7 鳥獣被害対策について	20
8 公共交通の維持と利便性の向上について	23
9 公立学校施設及び環境整備への財政支援について	24
10 特別な配慮を要する児童生徒等の支援について	26
<参 考> 国要望	29
1 社会保障・税番号制度に係る制度改正について	30
(新) 2 社会資本整備総合交付金の要件緩和について	32
3 自治体のデジタル化に伴う財政支援について	33
(新) 4 非常勤消防団員の報酬等の基準に対応した財政措置について	35
(新) 5 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）の拡充について	36
(新) 6 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの仕入税額控除の継続適用について	37
7 道路整備財源の確保等について	38
8 下水道施設等の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について	40
9 水道事業に対する財政支援体制の強化及び財政措置の拡充について	41

県 要 望

1 公立病院及びへき地診療所への支援について

医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するため、地域医療に従事する医師の持続的・安定的な養成と、県立病院等からの医師派遣及び各自治体などの取組みに対する財政支援を要望する。特に、診療科別の医師の偏在を重視するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症等の非常時を見据えた医師の配置を要望する。

また、兵庫県養成医師制度による医師の派遣先に、医師確保が困難なへき地診療所を対象に加えることを要望する。

〔説明〕

平成16年度からの新医師臨床研修制度開始以降、研修医の減少や勤務医の高齢化・退職等により地方の公立病院は深刻な医師不足の状況となり、診療科の縮小のみならず閉鎖を余儀なくされるなど、地域医療体制に大きな影響が出ている。

そのような状況における地域医療体制の維持のために、県による養成医の派遣及び各自治体や一部事務組合による医師確保に向けた取組みを行っているところだが、依然、医師不足は解消されていない。

医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するために、持続的・安定的な地域医療に従事する医師の養成と県立病院等からの医師の派遣及びその増員を要望すると共に、各自治体や一部事務組合における医師確保等の地域医療体制の維持のための取組みに対する財政支援を要望する。

特に、新型コロナウイルス感染症が発生している中で、但馬地域の公立病院では呼吸器内科医が不足している等の課題があるため、公立病院における非常時を見据えた診療科別医師の配置を要望する。

また、県内には、多くのへき地診療所があり、今後、勤務医師の高齢化、地理的要因により、安定的・継続的な医師の確保が困難な診療所もある。

へき地診療所は、地域の一次診療所として、かかりつけ医が住民の健康を守る重要な役割を担っているため、医師確保の困難による無医地区の発生は避けるべきである。

現在は、へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医の派遣等が行われている。

へき地診療所の存続には、診療所に常駐する医師が必要であるため、養成医の派遣先をへき地医療拠点病院だけでなく、へき地診療所も対象に加えることを要望する。

へき地診療所数：県内：46

2 外国人住民の生活支援体制の強化について

平成31年4月に新たな在留資格として「特定技能」が創設され、今後ますます外国人労働者が増加すると見込まれることから、外国人住民の生活支援体制について、次のとおり要望する。

- 1 外国人相談・交流センターについて、県民局単位で設置するとともに、当該センターへの外国人支援員の配置や市への通訳の派遣体制など、支援体制の拡充を図ること。
- 2 子ども多文化共生サポーター派遣事業について、派遣期間を日本語指導が必要な外国人児童生徒等が学校生活に適應できるまで拡充するなど、児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図ること。

〔説明〕

平成31年4月に新たな在留資格として「特定技能」が創設されたことから、今後ますます外国人労働者が増加すると見込まれる。兵庫県でも、令和2年12月31日現在の在留外国人は114,806人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制後は減少傾向であるものの、「特定技能」創設前の平成30年12月31日現在と比較して約4,800人増加している。

外国人住民の生活支援体制については、現状においても、県単位での相談窓口の設置などに取り組まれているところであるが、県民局単位での外国人相談・交流センターを設置して体制拡充を図るとともに、個々の事情に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、外国人支援員の配置や通訳の派遣体制の構築などを要望する。

また、外国人児童生徒に対する支援については、子ども多文化共生サポーター派遣事業による派遣期間を学校生活に適應できるまで拡充するなど、当該児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図るよう要望する。

国 県 要 望

(新) 1 公有水面における水上オートバイ等による危険行為の規制及び対策強化について

遊泳区域以外の公有水面において、水上オートバイ及びプレジャーボート等（以下「水上オートバイ等」という）と遊泳者等の混在する区域が存在することから、現状では容易に水上オートバイ等と遊泳者等が接触することが懸念され、最悪の事態として死亡事故にまで発展することが予見されている。

遊泳者等の安全と近隣住民の住環境の確保のため、国をあげての公有水面の安全利用にかかる法整備や県においては水難事故等の防止に関する条例の改正を求め、具体的に以下のことを要望する。

- 1 水上オートバイ等の危険運転を制限・規制し、これらを遵守しない者を取り締まる法整備を行う。
- 2 公有水面に水上オートバイ等の進入禁止区域を年間通じて設定できるようにし、その情報はインターネットにて公表することで有効とする。仮に現地に進入禁止区域の表示がなくてもその制限は有効とする。（近年はGPS等の機器で確認が容易であると思われるため）
- 3 制限・規制等の違反に対して、現場での警察官の中止命令のほか、違反者に対する懲役や罰金上限の引き上げなど罰則を強化する。
- 4 海水浴場開設期間以外の時期も含め、海水浴場やそれ以外の海岸において合同パトロールを実施する。

〔説明〕

公有水面は、遊泳者も水上オートバイ等も自由使用が原則のため、海水浴場を開設することで、兵庫県の水難事故等の防止に関する条例により、遊泳者の安全を確保している。このことによって、海水浴場として開設された遊泳区域には水上オートバイ等は進入できない。

水上オートバイ等が遊泳区域へ進入した場合には、警察官による中止命令が規定されており、これに従わなかった場合は20万円以下の罰金に処することと規定されている。また、現行の条例では、海上保安庁はパトロールの実施が可能であっても取り締まる規定となっていない。

一方、海水浴場以外の海岸や海水浴場開設期間以外の公有水面での船舟類の進

入規制・制限がなされておらず、人命の安全が確保されていない。特に近年は新型コロナウイルス感染症の影響により海水浴場の開設を見送る自治体も多い中、遊泳者と水上オートバイ等の接触が危惧されており、現実には猛烈なスピードで衝突しかねない事象が発生している。

水上オートバイ等の操縦には、特殊小型船舶操縦士免許が必要とされているが、免許所有者が航行する際には、航行区域違反はあるが速度超過などの違反はなく制度化されていない。2021年9月には、兵庫県淡路島沖で水上オートバイが消波ブロックに衝突したとみられる事故で、男女3人が死亡している状況である。このことを受け、兵庫県は「兵庫県水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」を立ち上げ、2022年2月に「水上オートバイによる危険行為等に関する対策」として、徐行区域・速度について県独自ルールを設けるとともに、罰則強化に向け県条例の改正及び国への要望を検討することとしている。

については、遊泳者等の安全と近隣住民の住環境確保のため、水上オートバイ等の危険運転に対する対策の法整備及び制度化を国や県に対して要望する。具体的には、遊泳区域以外の区域における航行規制区域の指定、同区域への水上オートバイ等の乗り入れ等の禁止など、水上オートバイ等と遊泳者等とのすみ分けを行うことにより、安全な海岸域の利用ができるよう求める。加えて、これらの制限や規制等の違反者に対する罰則の強化を求める。さらに、水上オートバイ等による危険行為等への対策として、海上保安庁、兵庫県警、海岸管理者との合同パトロール等の実施を求める。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び経済・雇用、市民生活支援対策に係る財政的措置について

- 1 新型コロナウイルス感染症による影響拡大・長期化を踏まえ、感染拡大防止対策及び経済・雇用対策並びに市民生活の支援について、切れ目なく円滑かつ迅速に地域の実情に応じて実施するに当たり、確実な財源保障が行われるよう、財政的な支援を要望する。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業等については、令和3年4月からの緊急事態措置に伴う協力金は県が市町の負担分も含めて地方負担分を負担しているが、今後も市町に財源負担を転嫁することがないよう要望する。
- 3 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を実施するに当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、引き続き全額国費により実施することを要望する。

〔説明〕

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策については、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかな事業が実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が令和2年度に創設された。

しかしながら、緊急事態宣言の解除後においても新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、医療提供体制はもとより、市民生活、経済、教育などあらゆる分野で更なる支援が求められる状況にあることに加え、コロナ禍において新しい生活様式に向けた新たな取組を実施する必要性があり、国と地方公共団体はこれまで経験したことがない膨大かつ多様なニーズに対応していかなければならない状況にある。

こうしたニーズに対応するための財源として、令和2及び3年度において計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によって財政措置がなされているものの、依然として市民生活や経済への影響が甚大であり、令和4年度地方財政計画では地方税収が増加に転じる見込みであるもののコロナウイルス感染拡大前の水準には及ばず、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況とな

っている。

一方で、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、経済・雇用対策、市民生活の支援を行う必要があるなど、更なる対策を実施することによる財政需要が見込まれる。

こうしたことから、次のとおり要望する。

- 1 今後も感染状況等を踏まえ、適時適切に国においても補正予算の編成等による地方創生臨時交付金等の継続措置を行うことに加え、今後の社会経済情勢の変化に伴う地方自治体の財政需要並びに税収の動向等についても的確に判断する中で、地方財政計画における歳入歳出を的確に見積もり、可能な限り臨時財政対策債の増加を抑制するとともに、必要に応じて地方交付税の別枠加算措置を講じるなど、確実な財源の保障が行われるよう、地方財政措置を十分に講じること
- 2 営業時間短縮の要請等に伴う協力金の支払い等に要する費用については、協力要請推進交付金により、その8割を国が負担しているが、令和3年4月からの緊急事態措置に伴う協力金事業については地方負担の2割を兵庫県が全額負担している。感染が拡大した市町では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の大部分を協力金の財源とせざるを得ない状況であるため、今後も市町に財政負担を転嫁しないこと
- 3 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を継続して実施する必要がある場合には、地方負担分が発生することがないように、引き続き全額国費により行うこと

3 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

- 1 国保の基盤強化を柱とする国民健康保険制度改革について
 - (1) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、国の責任において、引き続き3,400億円の財政支援を確実に実施すること。
 - (2) 市町保険者に過度の負担が生じないよう市町保険者の意見を十分に聴取し、新たな公費の投入など、国保の財政基盤を強化するための財政支援策を実施すること。
 - (3) 国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めること。

- 2 国民健康保険制度の国・県における財政負担等について
 - (1) 財政安定化支援事業を恒久化し、拡充すること。
 - (2) 保険給付費等に対する国庫負担割合の引き上げなどの財政基盤の拡充・強化について、国の責任と負担により、実効力のある措置を図ること。
 - (3) 国民健康保険法に負担割合が明示されている県支出金等についても、国の責任において負担割合を引き上げ、同法に負担割合が明示されていない県支出金については、県の責任と負担において実効力のある措置を図ること。
 - (4) 市町の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じること。
 - (5) 保険者努力支援制度について、収納率向上における取組の実施状況に係る保険料（税）収納率の達成基準に関して、被保険者数による区分をよりきめ細かく設定するなど、適切に市町規模別の評価を行うとともに、実績や取組についてよりきめ細やかな評価が行われる制度となるよう見直しを行うこと。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式をやめること。
 - (6) 特定健診、特定保健指導事業について、実態に即した基準額に見直すこと。また、市町が生活習慣病の発症リスクの早期発見に関して、地域の実態に合った事業を継続して実施できるよう、補助基準の対象となる検査項目を拡充すること。

- 3 地方単独事業に係る国庫負担金減額措置の撤廃について
 - (1) 少子化対策等のさらなる推進や国保財政基盤の確立を図る観点から、未就学児までを対象とする医療費助成に係る国庫負担金の減額措置撤廃に引き続き、全面的な減額措置の撤廃を行うこと。
 - (2) 減額措置の撤廃が実現していない現状において、県に対しては、福祉医療

波及分を基に算出している国民健康保険事業費補助金の計算方法の詳細を示した上で増額措置を行うこと。

4 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の拡充について

子育て世帯の保険料負担軽減並びに他の医療保険制度との均衡を図るため、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の対象範囲を拡充すること。

〔説 明〕

【はじめに】

国民健康保険は、制度創設から60年という長期にわたり、我が国の国民皆保険制度の中核を担ってきた。しかしながら、その間に、高齢者や低所得者の加入割合が増加し、現在の国保財政は、その基盤が構造的に脆弱であるという問題を抱えている。そのような中、医療給付費は増加しており、国保財政は真に危機的な状況に直面しているといえる。こうした事態への対策として、市町保険者は、保険料（税）の引き上げや収納率の向上、医療費適正化などを図っているが、そうした市町保険者による取組だけでは限界があり、一般会計からの法定外繰入や繰上充用等でなんとか国保会計を運営しているのが実情である。

【1 国保の基盤強化を柱とする国民健康保険制度改革について】

平成30年度から毎年3,400億円の公費拡充がなされているが、将来にわたる医療費の増嵩に対応できる財政基盤を確立し、国民皆保険制度を堅持するため、保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げ等、財政措置の拡充を要望する。

加えて、納付金算定までのスケジュールについては、予算編成や議会への説明にかかる期間を鑑みても、非常に厳しいスケジュールとなっており、これを毎年行うとなると職員への負担があまりに大きいため、国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めることを要望する。

【2 国民健康保険制度の国・県における財政負担等について】

国保財政安定化支援事業は、保険者の責めに帰することができない事情、①被保険者に低所得者が多い。②高齢者が特に多いことによって、医療費が過大となっていることに着目して、一般会計から繰り入れられる経費であり、その地方負担に対し、地方交付税措置が講じられている。国保財政安定化支援事業の恒久化は、国民健康保険事業の安定化に資することから要望するものである。

県の負担は、保険基盤安定負担金、高額医療費負担金、特定健康診査等負担金、

県繰入金などがあり、国保会計におけるそれらの役割は大きいものであることから、国民健康保険法に負担割合が明示されている負担金等については、国の責任において、負担割合を引き上げることを要望し、国保法に負担割合が明示されていない国民健康保険事業費補助金については、県の責任において負担額を引き上げることを要望する。

市町の一般会計からの決算補填等を目的とする法定外繰入金及び繰上充用の新規増加分を確実に解消するため、財政措置について拡充を要望する。

保険者努力支援制度は、被保険者数の減少傾向が続く一方、低所得世帯の割合が増加しており、収納率の更なる向上を図ることは大変厳しい状況であるため、各市町保険者の実情も考慮し、市町規模の区分を細分化するとともに、実績や取組についてよりきめ細やかな評価が行われるよう制度の見直しを求める。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式について、被保険者の負担増につながりかねないため、やめるよう要望する。

特定健診、特定保健指導の実施に当たっては、国、都道府県が、基準単価のそれぞれ1/3の額を負担しているが、実際の健診委託単価が基準単価を大きく上回るため、受診率を向上させていくほど市町保険者の負担増を招き、その分を保険料として被保険者に負担させる状況となっている。実態に即した基準額に見直すとともに、市町保険者が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えることを要望する。

【3 地方単独事業に係る国庫負担金減額措置の撤廃について】

地方単独事業の医療費助成事業は、社会的・経済的に弱い立場にある人を対象とし、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的にほぼ全ての自治体で実施しているが、現状において、当該事業による自己負担の軽減に伴う医療費増加分に対するペナルティとして、国庫負担金の減額が行われているところである。このことは、国が本来果たすべきである少子化対策や社会的弱者へのセーフティネットに対する地方自治体の努力を阻害するものである。

平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国庫負担金の減額措置を行わないこととされたことは一定の改善が図られたことと考えるが、さらなる少子化対策等の推進や国保財政基盤の確立を図る観点から、今後、全面的な減額措置の撤廃を要望する。また、減額措置の撤廃が実現していない現状において、県に対しては、納付金を算定するにあたり、地方単独事業の減額調整分が上乘せされている一方で、それを補填するため国民健康保険事業費補助金が控除されているが、その額について計算方法の詳細を示した上で、共同実施分の半額を助成すべく増額を要望する。

【4 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の拡充について】

国民健康保険制度においては、他の医療保険制度とは異なり、世帯の被保険者一人ひとりに均等割保険料が賦課されるため、世帯に子どもが増えるごとに保険料（税）負担が増加する仕組みとなっている。この点について、他の医療保険との均衡を考慮して、子育て世帯の負担軽減を図るため、兵庫県下において、18歳以下の子どもの均等割に係る減免制度を導入している市があるなど、独自の取組みを進める市町保険者が全国的に増加している。制度間の不均衡は、制度そのものによって調整されるべきものであることから、制度設計及びその財源を確保する権限を有する国の責任と負担において、子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置について未就学児だけでなく、対象範囲を拡充されることを要望する。

4 阪神・淡路大震災災害援護資金貸付金の償還について

1 最終の履行期限到来時の未償還額に対する市の財政負担の軽減について

最終の履行期限が到来した時点の未償還額に対する財政負担は、市が100%となっており、市が全額負担するのは厳しすぎる。市に対する負担軽減のため、市は借受人等から現に償還があった額だけを兵庫県に償還することを要望する。

2 既免除分のうち改正弔慰金法附則経過措置に該当しないものに対する市の財政負担の軽減について

県下統一基準の判定式による既免除分で、改正弔慰金法附則経過措置に該当しないものがあり、国の免除とならないため、市は県を通じて免除額を返還する必要がある。県下統一基準の判定式による免除を進めた当時の経緯も踏まえて、県も市の財政負担の軽減について検討することを要望する。

3 弔慰金法に基づく償還免除に係る所得調査等の協力について

改正弔慰金法によって、償還免除等に係る所得等の調査権が付与されたが、法律の周知が不徹底で、回答を拒否する市町村がある。改めて、災害援護資金に係る所得調査等について協力するよう要請することを要望する。

〔説 明〕

1 最終の履行期限到来時の未償還額に対する市の財政負担の軽減について

最終の履行期限到来時には、国の原資を基に県から貸付を受けた災害援護資金の未償還額を被災各市が立て替えて県に償還することとなるため、被災各市の財政を圧迫する要因となり、住民サービスの低下をもたらすこととなる。そこで、このようなことが起こらないよう、災害援護資金の未償還額の負担について、市に対する負担軽減を求めるものである。

2 既免除分のうち改正弔慰金法附則経過措置に該当しないものに対する市の財政負担の軽減について

既免除分は、当時の基準により借受人に対し免除を承認したものではあるが、改正弔慰金法附則経過措置に該当しないものが出てきた。当時の経緯も踏まえて、県も市の財政負担の軽減について検討することを要望するものである。

3 弔慰金法に基づく償還免除に係る所得調査等の協力について

改正弔慰金法によって、償還免除等に係る所得等の調査権が付与されたが、法律の周知が不徹底で回答を拒否する市町村があり、免除業務において、支障が出ている。改めて、災害援護資金に係る所得調査等について協力するよう要請することを求める。

5 障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に係る超過負担について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づいて実施している障害者自立支援給付及び地域生活支援事業については、市の超過負担が生じないようにするとともに、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう、また都市自治体での格差が生じない等の十分な財政措置を講じること。

〔説 明〕

障害者自立支援給付の費用負担については、原則、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4と規定しているが、介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に限る。）に係る国庫負担対象事業費の算定では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額のいずれか低い額としている。

近年、障害者が高齢化している中、介護保険対象者が介護保険サービスと障害福祉サービスを併給するケースが増加しているが、居宅介護を利用する場合は国庫負担の対象外となっている。介護保険での訪問介護は短時間支援のため、障害福祉サービスと併給した場合は居宅介護に該当し、国庫負担の対象とならないため、超過負担の原因となっている。

また、地域生活支援事業についても、障害者自立支援法（平成18年施行）の施行以来、日常生活用具給付等事業や移動支援事業などの実施により障害者の日常生活を支援してきたところであるが、利用者の増加やニーズの多様化により、細やかな支援が求められ、事業拡大や新規事業の施行を迫られている。しかしながら、統合補助金方式に基づく補助額の一定配分の交付により事業の充実を図れば、さらなる超過負担が生じ自治体の財政負担が増大する状況となっている。

このため、地域の特性を活かし、利用者のニーズに応じた柔軟な支援を効率的かつ効果的に持続可能な事業として実施できるよう補助金の財源確保と交付対象の拡充を要望する。

6 児童虐待防止対策にかかる支援措置の充実について

児童虐待に係る相談件数が年々増加するなか、児童虐待防止対策における市町村はこれまで以上に重要な役割が求められており、その体制強化に必要な専門職配置にかかる財政支援措置の拡充や研修機会の充実、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援方策の提示など、総合的な支援措置の充実を行うこと。

また、児童相談所と市町村が協働して支援を実施するうえで、学校、警察、保育所、医療機関等の関係機関を含めた連携が極めて重要となることから、関係府省庁が協力し、これら関係機関における相互理解の促進と、市町村や児童相談所と適切な連携が図られるよう、必要な措置を講ずること。

さらに、児童虐待防止対策の拠点となる児童相談所について、中核市及び特別区の設置が推進されるよう、十分な支援措置を講ずること。

〔説 明〕

児童虐待にかかる児童相談所や市町村への相談件数が年々増加するなか、平成28年の児童福祉法等の改正により、市町村の子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの法定化、児童相談所から市町村への事案送致の仕組の導入、児童相談所から委託を受けて行う児童・保護者に対する通所・在宅指導措置の実施など、市町村の責任と役割の強化が図られた。また、平成30年7月に政府がとりまとめた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」においては、児童虐待の早期発見・早期対応を中心として、児童相談所をはじめ、市町村の体制と対応強化が求められるとともに、同年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」においては、政府の方針として、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置すること、要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者を全市町村に配置することが掲げられた。さらに、平成31年の第198回通常国会においては、児童相談所の体制強化に加えて、中核市及び特別区における児童相談所の設置促進、関係機関の連携強化等を図るための児童福祉法等改正案が可決・成立したところである。

国としてこうした対策に取り組んでいるところではあるが、児童虐待事案は留まることなく年々増加傾向にあり、子どもとその家庭に最も身近な基礎自治体と

して市町村の役割は、これまで以上に求められている。特に、子ども家庭支援を担う人材の確保と質の向上をはじめとする体制と対応力の強化が重要かつ緊急の課題となっている。このため、国においては、人口規模や要保護児童数等を踏まえた常勤専門職の配置等を行うべく十分な地方財政上の措置を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等の職員に対して、質の高い研修を提供することができるよう体制整備を行うこと。加えて、児童相談所から市町村への事案送致等の仕組の導入により、虐待リスクを抱える家庭の子どもや保護者への在宅支援ケースが今後ますます増えることが予想される中で、確実に児童虐待防止の取組を推進していくためにも、効果的な支援方策の研究と市町村への情報共有を図ること。

また、児童虐待への対応においては、児童相談所と市町村、学校、警察、保育所、医療機関等の関係機関との連携が極めて重要であり、これら関係機関が児童虐待防止に向けた相互理解の促進と適切な連携が図られるよう、関係府省庁が連携の上、児童虐待対応の在り方の周知徹底、研修の充実、人員配置などについて、必要な支援措置を講ずること。

さらに、児童相談所は児童虐待防止対策の拠点であることから、国においてはさらなる体制強化に向けた総合的な支援措置の充実を行うとともに、平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨を踏まえ、中核市及び特別区において児童相談所の設置促進が図られるよう十分な支援措置を講ずることを要望する。

7 鳥獣被害対策について

1 広域的な鳥獣対策の実施及びICTによる捕獲のスマート化の推進

有害鳥獣による農作物被害が広域化し、市域をまたいだ対応が必要である。兵庫県が中心となった一斉捕獲といった広域的な取組を実施することを要望する。また、猟師が減少する中、効率的・効果的に捕獲を進めるため、ICTによる捕獲のスマート化が必要であり、関連機器の利用推進や維持管理に係る財政支援を県及び国に要望する。

2 生活環境被害対策

イノシシ等の行動域の拡大により、交通事故や住宅地への侵入といった生活環境被害が増加し、対策が必要となっている。農地以外に活用できるよう既存の補助事業の拡充等による財政支援を県及び国に要望する。

3 サル個体数管理の推進

サルによる被害に対し、各市が被害防止計画を策定し、捕獲や電気柵及び追い払い等による対策を講じ推進しているが、生息状況把握が必要であるため、調査用の発信機の追加等、より精度の高い調査の実施及び個体数の適正数の提示を県に要望する。

4 ジビエ活用促進

シカ、イノシシ等のジビエの消費拡大のための販路拡大対策として、県内及び県外の事業者とのマッチングや県内ジビエ商品の対外的な魅力発信の実施を県に要望する。

5 経済的な負担軽減による狩猟者の確保及び育成に対する施策の充実

捕獲従事者数は減少しており、従事者の高齢化も顕著である。このため、免許更新手数料等の軽減をはじめ、新規狩猟免許取得者への助成制度の新設や活動支援など、捕獲従事者を増やすための施策の充実を県に要望する。

また、狩猟期間中は捕獲従事者が居住地を離れ、県内各地で活動することから、近隣住民に配慮した適正な狩猟に係る指導の実施を県に要望する。

6 狩猟器具取扱に係る啓発の実施

捕獲免許を必要とする檻等の狩猟器具を免許不保持者が購入してしまう事案が生じていることから、狩猟免許の必要性についての周知啓発を実施するとともに、取り扱い店舗に対する啓発及び販売に係る指導を県に要望する。

7 豚熱対策

兵庫県内においても、野生イノシシへの豚熱感染が多数確認されており、有害

鳥獣捕獲活動を実施するにあたり、消毒等の防疫措置が必要となっている。感染拡大防止を図るための防疫措置の指導の徹底及び加工処理事業者への支援を含めた防疫措置に係る財政的支援を県及び国に要望する。

また、野生イノシシにおける豚熱発生時の防疫措置等の明確な解除基準の設定を県及び国に要望する。

〔説 明〕

- 1 鳥獣被害については、これまでも柵の整備や捕獲による被害防止策を実施しているが、解決には至っていない。また、捕獲を担う猟師の減少や高齢化が進み、現状のままでは改善を図ることが難しく、今後一層対策が困難になることが想定される。

猟師の減少・高齢化に対応するためには、これまでの猟師の経験に頼る方法に加え、ICTの活用等により鳥獣の精確な行動域を把握し、被害対策を実施する必要がある。

ICT活用の事例としては、捕獲した鳥獣にICチップを埋め込む方法や、赤外線カメラを搭載したドローンで上空から鳥獣の体温を捕捉する等の方法により、群れの行動分析を行ったものが挙げられる。こうした対策は、市単独で実施するよりも、広域的に実施する方が効果を上げることができると思われる。

今後、猟師の減少・高齢化に伴い、ICTの活用等による捕獲のスマート化は不可欠であり、捕獲通知システム等の関連機器の通信費等、維持管理に要する経費への財政支援や広域的な取組みの実施を県及び国に要望するものである。

- 2 「第2期イノシシ管理計画（平成29年3月・兵庫県）」においても、六甲山系における被害について記載されているところであり、イノシシの行動域の拡大により、山林や農地のみならず、市街地においても道路上での車両や通行人との衝突等による事故や住宅地への侵入といった甚大な被害が増加している。地域住民と連携し、餌付防止、生ゴミ対策、人身事故防止対策の普及啓発の実施など、住民の意識醸成に加え、被害軽減には環境に合わせた忌避剤や撃退用機器等の導入等の対策が必要であり、農地以外でも活用ができるよう事業対象及び事業メニューの拡充のための財政支援を県及び国に要望するものである。

- 3 サル被害については、兵庫県の第2期ニホンザル管理計画が見直され、餌付け群についても、計画的な個体数管理を推進していくこととなったが、その生息や出没状況については、不明な部分も多い。また、兵庫県森林動物研究センターによる頭数調査によれば、2019年の淡路餌付け群は、前年と比較し、2割以上の増加であったなど、群れの規模の拡大が顕著になっており、餌付け群の分裂の危険性が高まっている。分裂による新たな被害の発生を生じさせないために、精度の高い生息状況の把握と、その結果に基づく対策を講じることが必

須であるため、個体数の適正数の提示と現行の調査規模の拡大を県に要望するものである。

- 4 平成30年度のジビエ倍増モデル整備事業の活用等により、ジビエ事業が推進されたが、今後一層の推進を図るためには生産に対する十分な需要を掘り起こしていく必要がある。加工処理事業者自らの県外、県内飲食店等とのマッチング努力に加え、行政が機会を創出するなどの伴走支援を実施することが肝要である。このため、企業のマッチングの場の創設と、県内ジビエ商品の魅力発信の実施を県に要望するものである。
- 5 狩猟免許所持者は減少傾向にあり、従事者の高齢化も顕著である。捕獲従事者の確保は喫緊の課題となっており、免許更新手数料や狩猟税の軽減及び新規狩猟免許取得者への助成制度の新設などによる負担軽減等の財政支援を県に要望する。
また、狩猟期間中に他市在住の狩猟者による活動で近隣住民が通報する事案が生じているため、近隣住民に配慮した適正な狩猟に係る指導の実施を県に要望する。
- 6 狩猟器具取扱については、免許を必要とすることを知らずに購入してしまう事案が生じている。狩猟免許の必要性についての周知啓発を実施するとともに、取り扱い店舗に対する啓発及び販売に係る指導について、県に要望するものである。
- 7 豚熱の発生に伴い、狩猟者においては、捕獲活動を実施する場合、車両、狩猟器具及び捕獲イノシシの消毒等の防疫措置を講じる必要がある。この費用すべてが狩猟者負担となると適切な防疫措置が講じられないことも想定される。また、加工処理事業者においても感染確認区域で捕獲されたイノシシ1頭毎の検査の実施が求められるなど、大きな負担となっている。これらのことから、防疫措置に係る財政的支援を県及び国に要望する。
さらに野生イノシシにおいては、家畜伝染病予防法が適用されないため、捕獲イノシシにおける防疫措置等の明確な規制解除基準が示されていない。狩猟者においては、いつまで規制が継続されるのか不明瞭な状況では、捕獲意欲の低下や新たな担い手の確保が困難となるため、野生イノシシにおける豚熱発生時の防疫措置等の明確な解除基準の設定を県及び国に要望する。

8 公共交通の維持と利便性の向上について

地域の活性化や発展に必要であり、市民生活の貴重な社会基盤として運行している路線バスやコミュニティバスなどの公共交通については、今後も交通ネットワークを持続的に維持するとともに、利便性を向上させるため、補助金制度の継続や拡充、地域の実情に応じた補助制度の確立を要望する。

〔説明〕

昨今の高齢化、核家族化、免許返納制度の導入などにより、自由に移動できる交通手段を持たない移動制約者が年々増加している。バスやタクシーなどの公共交通は、移動制約者にとって、買い物や通院などの市民生活に必要な移動手段であるとともに、健康増進や外出支援、さらには地域の活性化にも資する重要な社会基盤となっている。

このような中、市民生活の社会基盤として運行している路線バスやコミュニティバスについては、慢性的な運転手不足による減便や路線の廃止を最小限にするため、地方公共団体独自で財政的支援を行うとともに、路線の効率化を図るなど、交通事業者と協力してサービス水準の低下を抑制してきたが、コロナ禍により、今後、さらなる低下が避けられない状況になっている。

国、県においては、感染症拡大防止対策として、設備購入及び密度を上げないよう配慮した短期間の実証運行に要する費用補助を実施しているところであるが、今後、既存の交通ネットワークを支え、維持確保していくためにも、これまでの運行補助の対象条件を緩和し、特に地域内の路線に関する補助制度の拡充を図るとともに、慢性的な運転手不足の解消につながる支援策の新設など、地域の実情に応じた補助制度の確立を要望する。

また、国においては、算定基礎となる輸送量において、国庫補助の要件緩和に併せて、特別交付税においても要件緩和を図らきたい。

9 公立学校施設及び環境整備への財政支援について

- 1 学校施設の大規模改修、長寿命化改修等における学校施設環境改善交付金事業において、配分基礎額や補助対象事業費の上限額（下限額）のさらなる見直しなどの財政支援拡充と、交付金の適切な予算措置及び採択について要望する。加えて、学校施設の統廃合や、小中一貫校の整備にかかる公立学校施設整備費負担金事業についても財政支援の拡充を要望する。
- 2 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備や情報機器整備など、将来的なICT環境の更新等にかかる事業について、財政支援の拡充を要望する。
また、ICT専門的人材の配置等による教員のICT活用支援についても、継続した財源措置を要望する。
- 3 教職員業務の負担軽減について、国から交付税算入による費用の一部が措置されているが、「校務支援システム」の維持管理経費や、新学習指導要領に対応したネット教育センターの構築及びグループウェアを同システムに導入する際にかかる経費等、今後、その費用がますます増大していくと見込まれるため、助成制度の新設や財政支援の拡充を要望する。もしくは、国または県によるクラウド型校務支援システムの導入を要望する。
また、県には、2及び3の要望について県独自の補助金等について制度化を要望する。

〔説明〕

- 1 昭和40年代から50年代にかけて建築された学校施設は、改築の時期を迎えており、長寿命化改修の必要に迫られている。老朽化した学校施設の整備については、文部科学省の学校施設環境改善交付金事業を活用しているが、配分基礎額と実工事費による算定額とが乖離しているうえ、補助対象事業費に上限額（下限額）があるため、計画に比べて各自治体の財政負担が大きくなることが常態化しており、事業の推進に支障をきたしている。
特に、近年の学校施設環境改善交付金は、補正により次年度事業が前倒しされつつあるため、予算編成の円滑化が図られるよう、さらなる早期の採択を望む。
少子化が進む今日、統廃合校の整備や、小中一貫校の整備には多額の事業費を要するものの、公立学校施設整備費負担金事業においても国庫補助対象工事費の算定額である1平方メートル当たりの建築単価が市場と乖離しており相当な財政負担が発生するため、財政支援拡充を望む。
- 2 国においては、令和元年度及び令和2年度補正予算をはじめ、「GIGAス

クール構想」の実現に向けた予算措置がなされ、整備が完了したところであるが、端末の保守管理及び端末更新時の費用、学習支援等に係るソフトウェアのライセンス費用、周辺機器購入費用、通信費など、将来的な経費負担が課題となっている。

また、機器の設定や年次更新作業、トラブル対応、授業での活用方法の指導等、教員のICT活用をサポートするために必要な専門的人材として、ICT支援員やヘルプデスクが必要である。

- 3 他方で、「働き方改革」の一環として教職員業務の負担軽減をどのようにしていくかは、教育委員会としても最優先の課題であり、それと共に、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善には、教職員の授業力のための研修等の充実が必要となっている。

市によっては、一つの方策としてネット教育センターを構築し、Web上で指導案や教育実践資料等の共有化を図るなど、グループウェアを含む「校務支援システム」の導入を進めることにより、子ども一人ひとりへのきめ細かな一貫した指導や支援を行うとともに、教職員業務の負担軽減と資質向上に努めているが、導入後にはシステム保守料やサポート料、サーバーや端末、機器の更新費用等、その維持管理に高額なランニングコストが発生する。また、新学習指導要領に対応したシステムの導入が必要な状況となってきている。そのため、これらの財源確保が深刻な課題となっている。

なお、財源確保の課題解決としては、国または県により、クラウド型校務支援システムを構築し、各市の希望に応じて利用できるような環境を整備することも1つの方法となる。各市が共通のシステムを利用するので情報のやり取りが容易になり、利便性の向上につながるとともに、各市の負担も通信費等だけに抑えることが期待できる。

10 特別な配慮を要する児童生徒等の支援について

1 国への要望

- (1) 通常の学級に在籍するLD、ADHD等の特別な支援が必要な児童生徒への支援体制を充実し、ソーシャルスキルや学習を保障するため、通級指導担当教員の増員を要望する。
- (2) 教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の十分な予算確保や補助率の拡大等を要望する。
- (3) 特別支援教育を一層充実させるため、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置を要望する。
- (4) 特別支援教育支援員（指導補助員）の配置・拡充に対する補助事業の創設及び地方交付税の増額を要望する。
- (5) 夜間中学における外国人に対する日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員体制の拡充を要望する。

2 国及び県への要望

- (1) 誰一人取り残さないためのきめ細やかな指導と学習環境を実現するため、令和2年度に配置された学習指導員とスクール・サポート・スタッフについて、令和2年度と同基準で全校配置することを要望する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で心理的なストレスを抱えている子どもたちの心のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる追加配置を要望する。

3 県への要望

スクールバスの運行・更新経費や医療的ケア児に対応する車両の整備費並びに看護師及び介助員等を配置する経費の助成など、県において、特別支援学校の運営に対する必要な支援及び財源確保を要望する。

〔説 明〕

1 国への要望

- (1) 通級指導担当教員については、国において、平成29年度から10年かけて、漸次、加配定数の9割を基礎定数化することとしており、残りの1割については、へき地や通級対象児童生徒の少ない障害種別への対応として、引き続き加配措置されるとのことである。

学校現場においては、児童生徒の教育的ニーズに応じて「多様な学びの場」を整備することが喫緊の課題となっていることから、LD、ADHD等に対応する教員について、国においては通級指導担当教員の基礎定数化を今後も確

実に行うとともに、期間をさらに短縮されるよう要望する。

- (2) 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒については、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）を国で実施しているが、補助率が3分の1であるため、市立特別支援学校等への看護師配置に係る予算の3分の2を市独自の予算で配置しているのが現状である。医療的ケアの必要な幼児児童生徒は今後も増加傾向であり、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の十分な予算確保や補助率の拡大等を要望する。
- (3) 特別支援教育コーディネーターについては、平成19年4月から各学校において校務分掌に明確に位置づけられた。また平成28年5月20日の教育再生実行会議第九次提言には、障害のある子供たちに係る教育体制の充実についての提言が盛り込まれており、学校現場における特別支援教育コーディネーターの専任化の必要性が認められてきた。しかし、現行の義務標準法においては加配措置の規定がないことから、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーター全校配置は困難な状況である。そのため、義務標準法にその旨を盛り込む改正が図られることを要望する。
- (4) 特別支援教育支援員（指導補助員）については、特別支援教育の充実に向け、学級で特別な支援を要する幼児児童生徒に対して、学級担任と連携しながら指導・支援に当たるため、市単費により配置することで効果的な指導に努めている。支援を要する幼児児童生徒は年々増加傾向にあり、すべての園・学校の配置要望に応えるには無理がある。そのため、特別支援教育支援員（指導補助員）の増員に対する補助事業の創設や地方交付税の増額を要望する。
- (5) 夜間中学については義務教育未修了者などが授業を受ける場として、近年は外国籍の生徒が大半を占めるなど状況が変化しているが、日本語の習熟度に応じた教職員が十分に配置されていない。こうしたことから、夜間中学における日本語指導を含めた幅広い教育ニーズとカリキュラムに対応するため、教職員体制の拡充を要望する。

2 国及び県への要望

- (1) 令和2年度は、国や県の学習指導員配置事業に係る補助金を活用して、地域の教員OBや教員免許保有者などの幅広い人材を学習指導員として市内小中学校に配置し、きめ細やかな学習指導を行えた。またスクール・サポート・スタッフについても、国の補助を活用し追加配置することで、教職員の業務負担を軽減することが出来た。本補助事業による追加配置は令和2年度

をもって終了しているが、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、今後もきめ細やかな学習指導や教職員の負担軽減は必要不可欠であるため、令和2年度と同基準として、再び全小中特別支援学校を対象に全額国費及び県費による財政措置を講じることを要望する。

- (2) スクールカウンセラーについては、現在、拠点校に年間210時間（年間35回、原則週1回）の勤務となっている。しかし、この配置時間では多様化複雑化する児童生徒の心の問題へのケアや、教職員との連携に限界がある。新型コロナウイルス感染症による、未曾有の状況下における児童生徒の心のケアの充実を実現するため、国においては補助事業の充実、県においては配置時間の増加及び増員を求める。

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）については、現在、国のSSW活用事業により県内各教育事務所に配置されているとともに、県の「市町SSW配置補助」によって、経費の1/3の補助金を交付していただけたこととなった。しかし、学校や家庭からのSSWへの要望は年々増加し、コロナ禍が長期化している状況において、すべての小中学校にSSWを配置する必要がある、各市町でのSSW事業では十分に対応できない。地域や学校の実態に応じた継続的な支援を実施する必要があるため、国に対して、SSW活用事業補助金の充実を要望する。

3 県への要望

姫路市立書写養護学校への通学に、バスを利用して通学せざるを得ない児童生徒は、全校生（90名）の約60%にのぼるため、スクールバス5台を運行しているが、市外から通学している生徒を含んでいることから、広域にわたり担っている結果、姫路市の負担は多大なものとなり、このような状況は県内の複数の地域でも同様となっている。

また、各市においては、特別支援学校で医療的ケアを実施している。学校における医療的ケアは、個別性が高く、その対応は一律ではない。主治医による指示書に基づき、個別対応マニュアルを作成し医療的ケアを実施することになっているが、病院勤務の看護とは異なる看護技術が求められる。研修体制の充実とともに、継続して安定的に勤務できる体制の整備が必要である。

医療的ケア児の教育にあたっては、安全を確保することが大前提である。特別支援学校の学校環境の整備、医療的ケア児の登下校に係る車両の整備、運行・更新経費、看護師及び介助員等を配置する経費、その他の管理費等の助成などについては、県において、必要な支援及び財源確保を図るよう要望する。

<参 考>

国 要 望

1 社会保障・税番号制度に係る制度改正について

個人番号カード（以下、「マイナンバーカード」という。）の電子証明書について、有効期間をマイナンバーカードと同一期間とするよう要望する。

不可能な場合は、電子証明書の更新や暗証番号再設定等の際し、窓口の混雑等により混乱をきたさないようオンライン化等による簡便な手続きとすることを要望する。

さらに、マイナンバーカードの更新に際しては、来庁不要で全ての手続きが完了できるよう要望する。

また、マイナンバーカードの追記欄について、余白増補等の運用改善を要望する。

〔説 明〕

マイナンバーカードは有効期間が10回目の誕生日であるのに対し、電子証明書の有効期間は5回目の誕生日となっている。これにより、電子証明書の利用は、窓口への来庁が不要であることをメリットにしているにもかかわらず、電子証明書の更新のために、最低でも5年に1回の来庁が必要になるという不合理な状況となっている。

コロナ禍で地方公共団体の多くの職員がその対応に手を取られている中で、行政のデジタル化推進に伴うマイナンバーカードの急激な普及に比例して、電子証明書の更新や暗証番号再設定等、窓口来庁を必要とする市民が急増し、本来は防がなければならない窓口での混雑や滞留をかえって招くことになっており、市民と職員双方の負担は大きくなる一方である。

また、一般利用者にマイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間の違いは分かりにくく、例えば、コンビニ交付が電子証明書の有効期間経過により利用できないと、マイナンバーカード全てが使えないという勘違いが発生すると思われる。このままではマイナンバーカードに対する利用意欲をそぐ結果となりかねない。今後コンビニエンスストアにおいて署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定（ロック解除）が行われるということは一定評価するが、市民は署名用電子証明書の暗証番号に限って失念しているわけではなく、その他の電子証明書の暗証番号（4ケタ）から失念している場合が多いのが現状である。そうになると、初期化・再設定について、住民及び地方公共団体の負担減少率は、あまり高くないと予想される。

これらのことから、住民の利便性向上、地方公共団体の事務の簡素化及びマイナンバーカードの継続した発展を目的として、マイナンバーカードの電子証明書について、有効期間をマイナンバーカードの有効期間と同一期間とすることを要

望する。

そして、電子証明書の有効期間の延長が暗号の危殆化を理由に不可能な場合は、電子証明書の更新、一度でもマイナンバーカードに有効な電子証明書を格納したことのある方の失効時の電子証明書の復活登録、及び署名用・利用者証明用のいずれの電子証明書の暗証番号再設定（誤入力に伴うロック解除を含む）に係る手続きも、オンライン化等により来庁の必要がなく、簡便に済むことが可能となるよう要望する。

さらに、電子証明書が有効なマイナンバーカードの更新手続きに関しては、来庁不要で申請及びカードの受取が可能とすることにより、利用者にとって最小限の負担で全ての手続きが完了できるよう要望する。

また、マイナンバーカードの追記欄満欄に対し、現カードの再交付しか方法がないところ、追記欄の余白の増補を可能とする等、運用の改善を要望する。

(新) 2 社会資本整備総合交付金の要件緩和について

社会教育施設（社会体育施設、公民館、文化会館、図書館）の建替え、改修、又は取壊しの際に必要なアスベスト除去工事について、アスベスト対策を推進するため、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物アスベスト改修事業の着手期日の更なる延長を要望する。

〔説明〕

社会教育施設については、昭和40年代から昭和50年代にかけて建築されたものが多く、施設の老朽化に伴い対策が進められているが、建替え、改修、又は取壊しの時に、アスベスト除去工事が必要となる場合がある。この工事は、アスベスト含有建材の使用箇所や材質により撤去方法が異なり、高額な除去費用が発生する場合があるため、国では、社会資本整備総合交付金の住宅・アスベスト改修事業において、アスベスト含有調査・除去等に係る補助制度を創設いただき、着手期日も令和5年度末までに延長していただいたところである。

一方で、今後、アスベスト含有調査を予定している施設もあり、それに伴う除去工事が発生した場合、令和6年度以降にも多額の費用が発生する。全国的にアスベスト対策の推進が求められる中、これらの費用の捻出に苦慮することが想定されることから、今後も国の継続的な支援が望まれる。

アスベスト対策を推進していくために、今後、アスベスト除去工事を予定する社会教育施設についても補助が受けられるよう、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物アスベスト改修事業について、着手期日の更なる延長を要望する。

3 自治体のデジタル化に伴う財政支援について

自治体のデジタル化を加速させるため、自治体全体で足並みをそろえて計画的かつ実効的なデジタル化に取り組む上でのリーダーシップを発揮するとともに、「自治体DX推進計画」にて検討されている行政手続きのオンライン化やAI・RPAなどの活用に加え、ペーパーレスやキャッシュレス事業の推進、電子契約など、市町村のデジタル化やワンストップ、ワンズオンリー施策に必要な財政措置を講じること。

また、今後の情報セキュリティ対策として、「自治体情報システム強靱性向上モデル」を再構築する予定であるが、市町村のセキュリティ対策に必要な財政措置を盛り込むこと。

さらに、自治体情報システムの標準化にあたり、「(仮称) Gov-Cloud」への移行(標準化に係る経費含む)に必要な準備経費・システム移行経費の補助対象には、移行完了までに必要なすべての経費を含めるとともに、市町村の費用負担が不要となるよう財政措置を講じること。

〔説明〕

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を契機とした新しい生活様式等に対応する手段として、行政のデジタル化は不可欠となっている。デジタル化の具体的な取組として、国におけるデジタル化に向けたこれまでの規制・制度の在り方を見直した上で、行政手続きのオンライン化やAI・RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の活用、ワンストップ、ワンズオンリー施策など、「自治体DX推進計画」にて検討されている事業の推進に加え、ペーパーレス化やキャッシュレス事業の推進、電子契約などシステム標準化対象外の内部事務手続きのデジタル化、自治体DXを推進するためのデジタル化に精通した外部人材の活用など、必要な費用に対し、国の財政的な支援措置を要望する。加えて、自治体のデジタル化を計画的かつ実効的に進めていくため、国の強いリーダーシップにより、自治体全体として足並みを揃えてデジタル化に取り組むことを要望する。

また、最新のデジタル技術活用には、インターネット上で提供されているクラウドサービスの積極的な活用が不可欠で、「三層の対策」の見直しとして、「自

治体情報セキュリティ対策の見直しのポイント」が国より提示されたところである。これにより県セキュリティクラウドの見直しが検討されているが、新たなモデルに対応するためには利用している各市の費用負担は避けられない状況である。今後、コロナ禍における税収減も見込まれる中、市町村にとって大きな財政負担となるため、国の方針に沿ったセキュリティ対策を実現するための経費について、国の財政支援を要望する。

さらに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定し、「(仮称) Gov-Cloud」上で稼働する標準準拠システムへの移行に係る準備経費やシステム移行経費に対する補助を行う方針を示しているが、実際には提示された内容に留まらず、データ連携基盤導入など多岐にわたる。また、補助対象とされている現行システム分析調査等においても相当の費用が発生する見込みであることから、市町村の費用負担が生じないよう国による財政措置を要望する。

(新) 4 非常勤消防団員の報酬等の基準に対応した財政措置について

全国的に消防団員の減少が深刻化する中、消防団を中核とした地域防災力を堅持するため、令和3年4月13日消防地第171号で通知のあった「非常勤消防団員の報酬等の基準」に沿って、報酬等を非常勤消防団員に支給するに当たり、確実な財源保障が行われるよう、報酬等相当額の財政措置を要望する。

〔説 明〕

全国的な消防団員の減少に歯止めをかけ、地域防災力の維持を図ることを目的とした年額報酬、出動報酬及び費用弁償の基準（以下「基準」という。）が消防庁から示されており、市町村は、この基準を踏まえて、必要な条例改正及び予算措置を実施し、令和4年4月1日から施行することが求められている。

しかしながら、地方部は市域が広いため非常備消防（消防団）の果たすべき機能・役割が大きく、人口が少なく広大な面積がある自治体になるほど、より消防団員数が多くなる傾向がある。さらに、本県では阪神・淡路大震災等の大きな災害を経験したことや、南海トラフ巨大地震などの大規模災害が危惧されることから、人口規模に基づく標準的な団員数の2倍以上の団員を抱える市が半数を超えており、基準どおりの支給を行った場合、実際に必要となる報酬額と交付税で措置される額が大きく乖離することから、対応できない市がある。

このたび、「地域防災力の中核となる消防団の充実強化について」（令和4年1月18日付消防庁次長通知）にて、団員階級の年額報酬に関し普通交付税で標準団員数の2倍の額まで措置され、2倍超えの部分についても特別交付税で一定割合（1/2）が措置されることが示された。

それでもなお、今回の基準に従い、団員報酬等を見直した場合、市の一般財源負担が見直し前よりも大きくなる市があることから、基準を設定するならば、市町村が滞りなく基準どおりの支給が可能となるよう、地域の実情を踏まえた交付税算定とするなど、財政的な支援の見直しを早急に講じられることを要望する。

(新) 5 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）の拡充について

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」である認定こども園特別支援教育・保育経費の補助について、対象となる子どもの範囲、補助要件及び補助基準額の拡充を要望する。

〔説明〕

近年、保育所・こども園における入所児童において、発達障害児をはじめとした障害児の数が増加傾向にある。加配保育士は、障害児を受け入れる施設において障害のある子どものサポートや、主任保育士が業務に集中するための補助を行うために配置されているが、加配保育士を十分に配置できない園があるのが現状である。このような中、市内全園での障害児受け入れ環境の整備、私立園に対し市独自での財政支援に努めている市もあるが、今後、さらに障害のある子どもが増加することが予想されるなか、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の対象となる子どもの範囲、補助要件及び補助基準額について、次のとおり改善を要望する。

- 1 対象となる子どもについて、特別児童扶養手当の支給対象児以外の身体障害者・療育手帳などを有する子どもや障害児通所施設を利用する子どもを、補助対象として明記すること。
- 2 補助要件の「健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園」について、重度障害の場合、障害児1人に対し加配保育士1人を必要とすることから障害の程度に応じ、補助要件を緩和するなど実情に即した補助要件とすること。
- 3 補助基準額について、保育士の処遇改善に伴う給与水準の改善等を勘案し、財政措置の拡充を講じること。

(新) 6 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの仕入税額控除の継続適用について

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しており、市としても支援しているところである。

令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、適格請求書を発行することが事実上困難なセンター会員を主たる取引先とするセンターにとって本制度は事業運営に及ぼす影響が極めて大きい。

これらのことから、引き続き、免税事業者であるセンターの会員が適格請求書を発行せずとも、センターが仕入税額控除を行えるよう要望する。

〔説明〕

センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなど、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書を発行することが事実上できないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかしながら、公益法人であるセンターの運営は「収支相償」が原則であり、新たな税負担の財源はない。インボイス制度の導入により新たな税負担が生じると事業運営を行うことができなくなる恐れがある。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会貢献・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対し、インボイス制度を形式的に適用することは、働くことを通じて地域社会に貢献しようとする高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、シルバー会員数の減少を引き起こし、ひいては地域社会の活力低下までもが懸念される。

これらのことから、引き続き、免税事業者であるセンターの会員が適格請求書を発行せずとも、センターが仕入税額控除を行えるよう要望する。

7 道路整備財源の確保等について

地域活性化に向けた道路整備及び増加している橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物等の維持更新工事並びに定期点検を円滑に実施できるよう、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助の財源の安定的・持続的な確保並びに道路整備について新たな財源の創設を図ることを要望するとともに、従前のおり市道舗装修繕（舗装構成一層）に対する社会資本整備総合交付金の充当を要望する。

また、点検コストの削減措置についても合わせて要望する。

〔説明〕

人口減少社会が進展する中、将来にわたってまちの活力を持続するためには、社会資本の整備を進め利便性の向上を図り、人口減少の抑止及び交流人口の拡大を図ることが重要である。そのためには、安全・安心で利便性の高い、道路整備が必要である。

また、高度経済成長期に集中して整備された橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物や道路附属物は、整備後50～60年が経過し老朽化が進んでおり、維持更新工事が増加している。各自治体では、「橋梁長寿命化修繕計画」や「トンネル長寿命化修繕計画」、「道路舗装修繕計画」等を策定し、修繕・更新等の工事を計画的に実施しているところであるが、継続して多大な事業費が発生することとなり、財政面での負担が重くなっている。

平成26年度における道路法施行規則の改正に伴い、橋梁・トンネルを含んだ道路構造物を対象に5年に1度、近接目視で点検を行うよう義務化されたことから、修繕工事を必要とする道路構造物は多岐、多様になることは明白であり、継続して多大な点検費用が必要となるため、その費用負担は地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

この経費負担の増大に対し、国において補助金の財源の安定的・持続的な確保、点検実施及び修繕に係る補助率のさらなる引き上げを要望するとともに、橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性や建設年数に応じた点検項目の簡略化についても合わせて検討されたい。

また、平成30年度から、公共施設等適正管理推進事業債のうち、市道舗装修繕（舗装構成一層）をはじめとする道路の舗装修繕等の長寿命化事業が対象に拡充されるとともに、財政力に応じた地方交付税措置がされることとなったが、国県道及び観光地等にアクセスする交通量が多い幹線道路においては、舗装修繕等に多大な事業費が継続的に発生することから、公共施設等適正管理推進事業債の対象である地方単独事業では地方財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

長期安定的に道路整備・管理を進めるため、道路整備事業等の公共事業が減速しないよう新たな財源の創設と制度の恒久化を要望する。また、道路の長寿命化対策を安定的に進めるための多様な財源確保の観点から、市道舗装修繕（舗装構成一層）にも使える財源として、これまでどおり社会資本整備総合交付金が充実に可能となるよう要望するとともに、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助の当初予算から十分な予算の確保を要望する。

8 下水道施設等の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について

下水道施設の改築に係る国費負担の継続及び老朽化により今後増大が見込まれる改築事業費に係る予算の確保を要望する。

また、コミュニティ・プラント施設における基幹改良事業に対する交付要件の緩和とともに、個人設置型合併処理浄化槽の改築等に対する補助制度の拡充を要望する。

〔説明〕

下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割が極めて大きな事業である。今後、更に人口減少が深刻となる中、仮に、公共下水道及び流域下水道に係る管路施設はもとより機械電気設備を含めた下水道施設全般に関する改築への国庫支援が縮小した場合、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなる。加えて、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、下水機能の停止により水質悪化や感染症のまん延など、国民生活に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるため、確実な支援の継続が必要である。

さらに、下水道法第34条では、下水道施設の設置のみならず改築に要する費用も国庫補助の対象とされており、水質汚濁防止法第14条の5第3項では、国は地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するため必要な財政上の援助に努めることが明示されている。このことから国は、住民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、公共下水道及び流域下水道に係る下水道施設の改築に対して、現行の国費負担の継続を要望する。

また、コミュニティ・プラント施設の長寿命化対策事業など施設の老朽化に対する制度は、CO₂を大幅に削減できる設備が少ないにもかかわらず交付要件として厳しいCO₂削減率が求められていることに加え、補助対象が設備等に限定されていることから、今後施設の改修に要する多額の費用が財政を圧迫するのは必至の状況であるため、交付要件の緩和を要望する。

あわせて、個人設置型合併処理浄化槽の更新及び改築については、令和元年度より災害に伴うものを除き国庫補助の対象外となっている。今後、老朽化により更新及び改築が必要な合併処理浄化槽の増加が見込まれるため、公共水域の水質保全を図るためにも、補助対象の拡充を要望する。

9 水道事業に対する財政支援体制の強化及び財政措置の拡充について

1 水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインとして、平時はもとより、災害時においても安全で良質な水を安定的に供給することが求められている。

そのため、災害に強い水道施設を目指した耐震化の取組を一層進めるための財政支援措置の拡充・補助要件の緩和、企業債発行における公的資金枠の確保と将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることがを要望する。

また、大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化についても要望する。

2 令和3年度「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、一定の要件を満たす簡易水道施設であった水道施設まで過疎対策事業債の対象が拡充されたが、簡易水道施設であったかに関わらず、全ての水道施設を対象とするよう制度の拡充を要望する。

〔説明〕

1 水道事業者は、水需要が急増した昭和30年代から昭和40年代にかけて基盤施設の整備・拡充を進めてきたが、その多くが更新時期を迎え、老朽化した施設の更新・再構築や耐震化に全力を傾注しているところである。一方、水需要の減少に伴う料金収入の低迷、さらに病原微生物等の水質問題に起因した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備の対応など、水道を取り巻く経営環境は年々厳しさを増す一方である。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害、平成30年7月の西日本豪雨など異常気象に伴う豪雨災害が多発する中、南海トラフ地震をはじめ将来起こりうる自然災害に備えるため、水道事業者間の広域連携や老朽化する水道施設の強靱化に取り組んでいく必要がある。

これらの事業を着実に推進するためには、多額の更新資金を確保することが前提となることから、国の積極的な財政支援や、水道事業者が固定資産の耐用年数にあわせて長期かつ低利で安定して資金調達ができるようにするための企業債発行に対する公的資金枠の確保が必要不可欠である。

したがって、水道事業の健全経営を確保し、事業の円滑な推進を図るため、国に対し、財政支援の拡充及び補助要件の緩和に努めること、今後のインフラ更新に対する多額の資金需要に対応するため、公的資金の借入枠を拡充することと将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることを要望する。

また、大規模災害発生時に、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け、必要な措置を講じることを要望する。

- 2 水道事業は住民生活のみならず、経済活動にも必要となる重要な社会基盤であり、将来にわたり持続的な事業運営によるサービスの安定供給が不可欠である。

過疎地域については、地理的条件が悪いことや人口がまばらなため経営効率が悪く、元より上水道施設の区域であっても人口減少率も高いことから給水収益の減少率が高くなることが見込まれ、財政基盤が脆弱である。

市内に普遍的かつ永続的に給水サービスを提供するには、過疎地域に対して手厚い財政措置を講じることが必要不可欠である。

これらのことから、一定の要件を満たす簡易水道施設であった水道施設まで過疎対策事業債の対象が拡充されたところではあるが、簡易水道施設であったかに関わらず全ての水道施設を対象とするよう制度の拡充を要望する。

充当率：対象事業費の50%（公営企業の場合）

交付税措置：70%

